

令和4年度第2回三重県看護職員確保対策検討会 議事概要

開催日時：令和5年2月15日（水）19:00～20:30

開催場所：Zoom ミーティング又は

三重県講堂棟3階 131会議室

出席者：堀委員（会長）、片田委員（副会長）、
小倉委員、小西委員、佐野委員、谷委員、
辻井委員、中谷委員、西村委員、廣野委員、
柳川委員、山北委員、山下委員

1 報告事項

(1) 訪問看護職員の確保について 資料1

【意見】

- 専門性の高い看護師（特定行為研修修了者等）を訪問看護ステーションで養成することは、様々な課題があり難しい。病院で研修を受け取得された方が訪問看護ステーションにアドバイスに入れる体制等があるとよい。
- 大学が果たせる役割として、卒業後に訪問看護に進む者の数や、専門分野等を把握できるシステムづくりができるとうい。
- 規模の異なる訪問看護ステーションがつながりを持ち、支援しあえる体制があるとよい。
- 小規模訪問看護ステーションの人材育成や協働体制への支援等を進めるには、それを担う人材の確保が必要である。三重県訪問看護ステーション協議会への支援をお願いしたい。

(2) 感染管理認定看護師について 資料2

【意見】

- 感染管理認定看護師が地域の有用な人材として、活躍できるしくみづくりが必要である。

2 協議事項

(1) 看護職員確保対策について 資料3

【意見】

- 特定行為研修修了者が安全に働ける環境づくりが必要である。
- 地域の医療システムに応じた人材育成を考えることが必要である。
- 県で実施したアンケート回収率が低すぎる。ニーズを把握するために、未回答の要因を分析し、回答率をあげるための対策を考えてほしい。
- 医師のタスクシフトの観点から、特定行為研修修了者の確保は必要である。受講できない理由に「職員数に余裕がない」等があることから、身近なところに指定研修機関を確保する必要がある。公的な病院の協力が得られるとよい。
- 特定行為研修の実習指導者は医師であり、県内で指定研修機関を増やすには医師の協力が必要である。

以上